

トレーニング補足条項

本トレーニング補足条項（以下、「トレーニング条項」という。）は、オーダーに記載されたシーメンスの法人と当該オーダーを承諾したお客様との間の基本条項に加えて適用されます。

本条項は、以下に対してのみ適用されます。

- 対面トレーニング（例：教室形式及びオンサイトで実施されるトレーニング）
- リモートアクセスによるライブ配信のオンライントレーニングセッション
- ワークショップ形式のトレーニング
- Eラーニング

（又はこれらのトレーニングセッションの組み合わせ）であり、オーダーに記載されるもの（以下、「トレーニング」という。）

本契約における用語の意味は、本書の末尾又は基本条項で定義されています。

商務条件

1. トレーニングの実施

1.1. トレーニング提供物

シーメンスの唯一の義務は、オーダーに記載又は参照されたトレーニングの内容に従い、トレーニングを実施し、又は利用可能な状態にすることです。シーメンスは、特定の結果又は成果を保証せず、オーダーに別段の定めがある場合を除き、参加者に対する宿泊、交通又は食事を提供しません。

1.2. Eラーニングの利用可能性

1.2.1. **Eラーニングへのアクセス。**シーメンスは、適用されるサブスクリプション期間中、参加者に対してEラーニングへのアクセスを提供するものとします。

1.2.2. **サービスの制限。**Eラーニングへのアクセスは、以下のいずれかの事由により利用できない場合があります。

- a. 予定されたダウンタイム。
- b. シーメンスの合理的な支配の及ばない事由。

1.3. 変更

シーメンスは、トレーニングの特性を実質的に変更しない限り、トレーニングの実施前又は実施中に、その内容、実施方法及び運営に必要な変更を行うことができるものとします。Eラーニングについては、シーメンスは、以下のいずれかに対処する場合を除き、適用されるサブスクリプション期間中、プラットフォームの中核となる機能又は性能を実質的に低下させないものとします。

- a. 新たな法的要件。
- b. シーメンスのベンダー又は下請業者により課される変更（例：当該Eラーニングを提供するために必要なソフトウェア又はサービスのプロバイダーとシーメンスとの関係の終了）。
- c. 商業上合理的な方法では解決できないセキュリティリスク。

1.4. トレーナー

お客様は、特定のトレーナーによるトレーニングの実施を要求することはできません。シーメンスは、トレーニングの実施に必要な場合、トレーナーを他の適格なトレーナーに変更することができるものとします。

1.5. 参加者要件

- 1.5.1. **お客様の責任。**お客様は、全ての参加者が、トレーニング開始前に適用される要件（要件がある場合）を満たしていることを保証します。
- 1.5.2. **要件の確認。**シーメンスは、当該要件を満たしていることの証明を求めることができるものとします。要件を満たしていない参加者は、トレーニングへのアクセスを拒否される場合があります。

1.6. 参加者の変更

お客様は、トレーニング開始前であれば、代替の参加者を指名することができるものとします。Eラーニングについては、元の参加者が当該Eラーニングにまだアクセスしていない場合に限り、参加者の変更が認められます。

1.7. 個人的且つ譲渡不能なトレーニング参加権

- 1.7.1. **個人的なアクセス制限。**シーメンスが書面により明示的に承諾した場合を除き、トレーニングへのアクセスは、以下の各号に従うものとします。
 - a. 参加者本人に限り認められること。
 - b. 複数の個人間で共有し、又は分割して利用しないこと。
- 1.7.2. **不正な譲渡。**シーメンスの書面による事前承諾なく、トレーニングへのアクセスを譲渡し、又は共有しようとする行為があった場合、トレーニングへのアクセスが拒否される場合があります。
- 1.7.3. **コンプライアンスの監視。**シーメンスは、本条項の遵守状況を確認するため、トレーニングへのアクセス及び参加状況を監視する権利を有します。オンライントレーニングについては、参加者は、トレーニング中に本人確認を求められる場合があります。
- 1.7.4. **お客様の責任。**お客様は、以下のいずれかを認識した場合、直ちにシーメンスに通知するとともに、当該参加者によるトレーニングへのアクセスを終了させるものとします。
 - a. 参加者による本トレーニング条項への違反。
 - b. ユーザーアカウントへの不正アクセス。

1.8. 参加者数及びユーザーアカウント数

- 1.8.1. **参加者数。** トレーニングには、最低参加者数が設定される場合があります。
- 1.8.2. **Eラーニングにおけるユーザーアカウント数。** Eラーニングについて、お客様が登録できるユーザーアカウント数は、オーダーに定めるとおりとします。

1.9. 認定書

- 1.9.1. **適用範囲。** 認定書は、以下のいずれかの形態で提供される場合があります。
 - a. 試験から構成される独立した提供物として提供され、参加者が当該試験に合格した場合に認定書が発行されるもの。
 - b. 試験及び認定書を含むトレーニングの一部として提供されるもの。提供物に付随する内容説明及び試験規則は、試験条件、認定要件及び認定書の有効性を含む認定手続きの詳細を定めます。
- 1.9.2. **個人的且つ譲渡不能。** 認定書は参加者本人に対して発行されるものであり、他のいかなる個人にも譲渡することはできません。
- 1.9.3. **第三者による承認の不存在。** シーメンスは、認定書が第三者、政府当局若しくは雇用主により承認又は受け入れられること、又はライセンス、規制若しくは専門的な認定要件を満たすことを表明又は保証しません。

2. 予約型トレーニング

2.1. 利用可能期間及び失効

予約型トレーニングを利用する権利の有効期間は、オーダーに定めるとおりとします。オーダーに定めがない場合、その有効期間はオーダーの発効日から12か月間とします。予約型トレーニングに関する権利は取消不能であり、有効期間内に利用されなかった場合は失効します。シーメンスは、失効した権利に係る前払金を返金しません。

2.2. 申込み及び提供可能性

お客様は、予約型トレーニングの実施を申し込む場合、合理的な事前通知（別途合意がある場合を除き、少なくとも14日前）を行うものとします。予約型トレーニングは、トレーナー及び開催場所の確保を条件として提供されます。シーメンスは、お客様が希望する日程に対応できるよう合理的な努力を払うものとします。

3. 場所及び日程

3.1. シーメンスの施設

トレーニング（Eラーニング及びオンライントレーニングを含まないもの。）は、オーダーに定めるシーメンスの施設において実施されます。お客様は、シーメンスの施設に適用される全ての規則、セキュリティ手順及び入館要件を参加者に遵守させるものとします。これらを遵守しない場合、トレーニングへの参加を拒否される場合があります。

3.2. お客様の施設

オーダーに定めるお客様の施設において実施されるトレーニング（Eラーニングを含まないもの。）について、お客様は以下の各号を行うものとします。

- a. シーメンスが提供する場合を除き、コンピュータ、プレゼンテーション機器、研修室等の必要な設備を全て提供すること。シーメンスは、必要な技術要件を事前に通知するものとします。
- b. 以下の各号について責任を負うこと。
 - トレーニング中にお客様のシステムを使用する場合、お客様のデータ及びプログラムを保護するための適切なセキュリティ対策を実施すること。
 - トレーニング実施場所が、適用される安全衛生規制及び消防関連法令に適合していることを確保すること。
 - シーメンスの人員が到着した際に、安全に関する説明を実施すること。
 - 当該施設について適切な保険を維持すること。

3.3. オンライントレーニング及びEラーニング

3.3.1. **アクセス。**シーメンスは、以下の方法によりトレーニングを提供するものとします。

- a. リモートアクセスを通じたオンライントレーニングについては、トレーニング参加のためのアクセス認証情報及び参加方法に関する案内を提供すること。
- b. Eラーニングについては、アクセス認証情報を発行し、又は権限を付与されたユーザーアカウントに対するセルフ登録を可能にすること。

シーメンスは、セキュリティ上の理由により必要な場合、アクセス認証情報を変更し、又はその変更を求めることができるものとします。

3.3.2. **技術上の責任。**オンライントレーニング及びEラーニングについて、お客様は以下の各号を行うものとします。

- a. 参加者が適切な技術環境（例：コンピュータ、インターネット接続、ヘッドセット等）を利用でき、且つシーメンスが指定する最低限の技術要件を満たしていることを確保すること。お客様又は参加者側の技術的問題によりトレーニングに参加できない場合であっても、別途合意がない限り、お客様は返金を受ける権利を有しません。
- b. トレーニング開始前に接続確認を行うこと。

- c. ソフトウェアを含むお客様のシステムのセキュリティについて責任を負い、マルウェア、ウイルス、スパイウェア及びトロイの木馬を排除するため、商業上合理的な措置を講じること。

3.3.3. ユーザーアカウントに関する責任。Eラーニングについて、お客様は以下の各号を行うものとします。

- a. Eラーニングにアクセスする各参加者が、固有のログイン資格情報を伴うユーザーアカウントを有し、当該ユーザーアカウントの資格情報が複数の個人間で共有されないことを確保すること。
- b. 全てのアクセス資格情報の機密性を維持すること。
- c. 参加者がシーメンスに提出する要請及び通知を含む、ユーザーアカウントを通じて行われる全ての活動について責任を負うこと。
- d. ユーザーアカウント情報に変更が生じた場合、速やかにこれを更新すること。

3.4. 日程

トレーニングの日程は、オーダーに定めるか、又は当事者間で合意するものとします。

データ

4. データプライバシー

シーメンスは、トレーニングに関連して個人データを処理する場合、<https://www.siemens.com/en-us/privacy-notice/>に掲載されるデータプライバシー通知に記載された内容に従います。

Eラーニングを含まないトレーニングのキャンセル

5. キャンセル

5.1. シーメンスによる延期又はキャンセル

シーメンスは、以下のいずれかに該当する場合、合理的な事前通知をもってトレーニングを延期し、又はキャンセルすることができるものとします。

- a. トレーナーが傷病その他の事由により対応できない場合。
- b. 必要な最低参加者数に達しない場合。
- c. 技術上又は施設上の問題により、トレーニングの実施に支障が生じる場合。

5.2. お客様によるキャンセル

5.2.1. **標準トレーニング。**お客様は、トレーニングの開始前又は実施中いつでも、トレーニングをキャンセルすることができます。これは、適用法令に基づくお客様のキャンセルする権利に影響を与えるものではありません。

5.2.2. **カスタマイズトレーニング。**お客様は、お客様の個別の要請に応じてシーメンスが特別にカスタマイズしたトレーニング又はお客様の施設で実施されるトレーニングをキャンセルすることはできません。但し、当事者は新たなトレーニング実施日について合意することができます。

5.3. 返金

5.3.1. お客様がキャンセルした場合の返金。

- a. シーメンスは、予定されたトレーニング開始日の10日前までにキャンセルされた場合、トレーニング料金の全額を返金します。
- b. その他のお客様によるキャンセルについては、シーメンスは以下の料金を請求します。

- 予定されたトレーニング開始日の10日前を過ぎてキャンセルされた場合、トレーニング料金（税抜）の80%相当額。
- 事前のキャンセルなく参加しなかった場合、又は開始後のトレーニングをキャンセルした場合、トレーニング料金（税抜）の100%相当額。

お客様は、シーメンスが節減した費用の割合がこれを上回ることを証明することができます。

5.3.2. シーメンスがキャンセル又は延期した場合の返金。

- a. シーメンスが代替案を提示せずにトレーニングをキャンセルした場合、お客様は全額の返金を受けます。
- b. シーメンスがトレーニングを延期した場合、当該延期の通知を受領してから3日以内にお客様がトレーニングをキャンセルしない限り、当該延期に同意したものとみなされます。お客様がキャンセルした場合、お客様は全額の返金を受けます。

5.4. 例外

第 5.1条、第 5.2条、及び第 5.3条は、Eラーニングには適用されません。

Eラーニングの更新、停止及び終了

6. Eラーニングのサブスクリプション更新

6.1. 更新

オーダーに記載されている場合、又はシーメンスが提供する電子システムにおいて両当事者が合意した場合、該当するEラーニングのサブスクリプション期間は、自動的に更新されます。

更新を避けるためには、いずれの当事者も、当該サブスクリプション期間の終了日の少なくとも 60 日前迄に相手方に通知しなければなりません。

6.2. 更新後の期間

更新後のサブスクリプション期間は、直前のサブスクリプション期間と 12 か月間のうち、いずれか長い方とします。

6.3. 更新時の価格

更新後のサブスクリプション期間中の価格は、以下のいずれかの場合を除き、直前のサブスクリプション期間の終了時に有効であった価格と同一とします。

- a. シーメンスが、現行のサブスクリプション期間終了の少なくとも 90 日前迄に、お客様に価格変更を通知した場合。
- b. 更新後のサブスクリプション期間の価格がオーダーに定められている場合。

6.4. 適用される契約

Eラーニングに適用する本契約又はオーダーに参照としてオンライン条項が組み込まれている場合、更新後のサブスクリプション期間には、その時点における最新のオンライン条項が適用されるものとします。

7. Eラーニングの停止及び制限

7.1. 停止及び制限の権利

シーメンスは、以下のいずれかに該当する場合、お客様又は参加者のEラーニングへのアクセス及びその使用の全部又は一部を直ちに停止又は制限できるものとします。

- a. シーメンスが、Eラーニングの使用が以下のいずれかに該当すると合理的に判断した場合。

- Eラーニング、シーメンズ又は第三者に対するセキュリティ上のリスクを生じさせること。
 - シーメンズ又は第三者に責任を負わせることになること。
- b. シーメンズが、第 8 条に基づき直ちに終了権を有する場合。
- シーメンズは、合理的に可能な場合には、停止前に事前通知を行うものとします。

7.2. 効果

停止又は制限には、以下の各号が適用します。

- a. 本契約に基づきシーメンズが利用可能なその他の権利を制限しないものとします。
- b. お客様の支払義務は免除されないものとします。
- c. 当該停止又は制限を行う理由が存在しなくなった時点で速やかに解除されるものとします。

8. Eラーニングの終了

8.1. 双方の契約終了権

いずれの当事者も、該当するサブスクリプション期間中は、便宜のためにEラーニングに関するオーダーを終了することはできません。一方当事者は、該当するサブスクリプション期間中、以下の各号を満たす場合に限り、Eラーニングに関するオーダーを直ちに終了できるものとします。

- a. 相手方当事者が本契約に重大な違反をした場合。
- b. 当該違反が違反に関する通知の受領から 30 日間是正されない場合。

かかる終了は、当該違反の影響を受けるEラーニングについてのみ効力を有します

8.2. シーメンズの契約終了権

シーメンズは、お客様が以下のいずれかに該当する場合、お客様に通知のうえ、一部若しくは全てのオーダー又は本契約を直ちに終了できるものとします。

- a. 適用法令又は政府当局の要請に遵守しない場合。
- b. Eラーニングに不正にアクセスし、又は使用した場合。
- c. トレーニング条項の第 1.5 条、第 1.7 条、第 1.8.2 条、第 3.3.3 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条、及び第 15 条、又は基本条項の第 9 条、第 11 条、又は第 25 条に何らかの形で違反した場合。

8.3. 終了又は満了の効果

8.3.1. **アクセス及び使用権。**以下のいずれかに該当する場合、Eラーニングのアクセス、使用、又は受領に関するお客様の権利は、自動的に終了します。

- a. 該当するサブスクリプション期間が満了した場合。
- b. Eラーニングに関するオーダーが終了した場合。

8.3.2. **お客様の義務。**終了又は満了時には、お客様及び全ての参加者は、直ちに以下の各号を行うものとします。

- a. 影響を受けるEラーニングの使用を停止すること。
- b. 第 12.3 条に基づき認められる場合を除き、自己の占有又は管理下にある全てのダウンロード済のトレーニング資料を削除し、破棄すること。
- c. 前号の削除及び破棄をシーメンズに対して書面で証明すること。

8.4. 返金

Eラーニングに関するオーダーが第 8.1 条又は第 8.2 条に基づきシーメンズにより終了された場合でも、合意された料金の総額に対するお客様の支払義務が免除されることはなく、当該金額は終了時に直ちに支払期限が到来し、支払われるものとします。

Eラーニングに関するオーダーが第 8.1条に基づきお客様より終了された場合、シーメンスは、影響を受けるEラーニングについて、サブスクリプション期間の残存期間に対する前払金を日割り計算で返金するものとします。

8.5. 存続条項

トレーニング条項の以下の条項は、オーダー又は本契約の終了又は満了後も存続するものとします。第 3.3条（オンライントレーニング及びEラーニング）、第 8.3条（終了又は満了の効果）、第 11条（知的財産の留保）、第 12.3条（制限）、第 13条（利用規定及び補償）、及び第 15条（Eラーニング向け外国貿易規制遵守）

8.6. 例外

第 8.1条、第 8.2条、第 8.3条、第 8.4条、及び第 8.5条は、Eラーニングにのみ適用されます。

保証

9. トレーニングの保証

9.1. 保証範囲

トレーニングは、専門的且つ適切な方法で提供されるものとします。シーメンスは、本契約に明記された限定的な保証のみを行い、特定目的への適合性に関する黙示の保証を含むその他全ての保証を行いません。

9.2. 免責事項

シーメンスは、以下のいずれも保証しません。

- a. 参加者が特定の能力水準に到達すること、又は認定試験に合格すること。
- b. トレーニングの内容が、シーメンス製品のあらゆる用途又は使用事例を全て網羅していること。
- c. シーメンスの合理的な支配の及ばない技術的問題による中断が一切発生しないこと。
- d. トレーニングがお客様の意図した使用に適していること。
- e. トレーニングがお客様による特定の使用に適用される全ての法令及び規制を遵守していること。

10. Eラーニングに関する追加の保証

10.1. 救済措置

法令で許容される範囲において、Eラーニングに関する本保証の違反に対するシーメンスの全責任及びお客様の唯一かつ排他的な救済措置は、シーメンスの選択により、以下のいずれかを行うこととします。

- a. 不適合のあるEラーニングが本保証に適合するよう、商業上合理的な努力を用いてこれを復旧すること。
- b. 復旧が商業上合理的でない場合、不適合のあるEラーニングに関するオーダーを終了し、関連するサブスクリプション期間の残存期間について、当該Eラーニングに係る前払金を日割り計算で返金すること。

10.2. 除外事項

Eラーニングに関する保証には、以下の各号は含まれません。

- a. 無償で提供される、又は「trial（トライアル）」、「beta（ベータ）」、「preview（プレビュー）」、「pre-release（プレリリース）」、「early access（アーリーアクセス）」、

「evaluation（評価）」、「demo（デモ）」若しくは「non-general release（非一般リリース）」と表示されたEラーニング若しくはその機能。

- b. シーメンズの合理的な支配の及ばない技術的問題に起因する中断、エラー又は障害。

10.3. 免責事項

- a. シーメンズは、シーメンズがお客様のニーズを満たすよう、報告されたエラーを修正し、又はサポート依頼を解決することを保証しません。
- b. お客様との連絡におけるEラーニング、その特性又は機能に関する表示は、技術情報であり、保証又は確約を構成するものではありません。

知的財産権

11. 知的財産の留保

シーメンズ及びそのライセンサーは、全てのトレーニング及びトレーニング資料に係る知的財産の権原及び所有権を留保します。

12. シーメンズからお客様への使用許諾

12.1. トレーニング資料

シーメンズは、第 12.3条に定める制限を条件として、トレーニング資料を使用する非独占的な権利をお客様に付与します。トレーニングの一環として参加者にソフトウェアが提供され、又は仮想トレーニング環境へのアクセスが付与される場合、当該使用権は、トレーニングの目的及び期間に限り当該ソフトウェアを使用する権利に限定されます。

12.2. Eラーニング

Eラーニングについては、シーメンズは、適用されるサブスクリプション期間中、お客様に対し、お客様の社内研修目的に限り、Eラーニングにアクセスしてこれを使用し、また参加者によるEラーニングへのアクセス及び使用を許可するための、非独占的、譲渡不能且つ限定的な権利を付与します。Eラーニングに含まれるトレーニング資料の使用は、オンラインでのアクセス及び閲覧に限られます。

12.3. 制限

お客様は、以下の各号を自ら行わず、また参加者その他の第三者にも行わせないものとします。

- a. トレーニング資料を、トレーニング以外の目的、違法な目的、又は関連するトレーニングと競合する製品若しくはサービスの開発又は改善目的で使用する。
- b. トレーニング又は仮想トレーニング環境を損傷、無効化、又は過度な負荷を与え若しくはその他の方法によりこれらに悪影響を及ぼすこと、他の参加者による利用を妨害すること、又はトレーニング資料をオープンソースソフトウェアライセンスの適用対象とすることにより、トレーニングの正常な提供を妨げること。
- c. トレーニング資料を以下の方法により配布すること。
 - トレーニング資料又はその一部を再販売、譲渡、サブライセンス、公開、貸与又はリースすること。
 - シーメンズの書面による事前承諾なく、トレーニング資料を第三者の利益のために使用すること。
- d. トレーニング資料の改変、加工、修理、若しくはその二次的著作物の作成、リバースエンジニアリング、逆アセンブル若しくは逆コンパイル、又は所有権表示その他の権利表示若しくは通知の削除により、トレーニング資料を変更すること。

- e. トレーニング資料の複製、録画、撮影、写真撮影又はスクリーンスクレイピングにより、トレーニングを複製又は記録すること。
- f. Eラーニングに関して、以下を行うこと。
 - シーメンスの書面による事前承諾なく、自動化ツール（ボット、スクレイパーその他これらに類するもの）を使用してトレーニング資料へアクセスすること、又はEラーニングプラットフォームのセキュリティ若しくはアクセス制御を回避すること。
 - シーメンスが明示的に許可している場合を除き、トレーニング資料をダウンロードすること。トレーニング資料のダウンロードが許可されている場合、お客様は、オフラインでの使用のために参加者1名につき1部を印刷し、且つダウンロードしたトレーニング資料のバックアップコピーを1部作成することができます。

本 12.3条に定める制限は、強行法規に抵触する範囲では適用されません。

Eラーニングに関する一般条項

13. 利用規定及び補償

Eラーニングについて、お客様は、お客様及び全ての参加者がAUPを遵守することを保証するものとします。

お客様は、以下のいずれかに起因する請求、損害、罰金及び費用（弁護士費用及び経費を含む。）について、シーメンス、その関連会社及びそれらの下請業者を補償し、免責するものとします。

- a. お客様又は参加者によるAUPの違反。
- b. お客様又は参加者によるEラーニングの利用に起因する法令違反又は第三者の権利侵害。

14. Eラーニングに関する通知

14.1. 通知方法

Eラーニングについて、シーメンスは、以下のいずれかの方法によりお客様に通知できるものとします。

- a. Eラーニングプラットフォーム上に通知を掲載する方法。
- b. お客様が提供した、又はその時点でユーザーアカウントに関連付けられている住所若しくは連絡先電話番号宛てに、Eメールその他のテキストメッセージを送信する方法。
- c. 関連する参加者にEメールを送信する方法。

請求又は紛争に関する通知は、常に、該当するオーダーに記載された当事者の住所宛てに送付されるものとします。

14.2. 通知の到達日

お客様が以下のいずれかに該当する場合、通知はその日付から3日後にお客様に提供されたものとみなされます。

- a. ユーザーアカウントを定期的に確認しない場合。
- b. お客様又はお客様の下請業者の管理下にある機器又はサービスに関連する技術的問題により通知を受領しない場合。

14.3. 住所

いずれの当事者も、相手方に書面で通知することにより、住所を変更できるものとします。

お客様は、ユーザーアカウントを定期的に確認し、お客様の代表者の最新のEメールアドレスをシーメンスに提供するものとします。

15. Eラーニング向け外国貿易規制遵守

基本条項第11条に加えて、お客様は、Eラーニングについて以下の各号を遵守するものとします。

- a. 外国貿易規制に基づき禁止され、又は包括的制裁の対象となる場所から、又は当該場所において、Eラーニングをダウンロード、インストール、アクセス又は使用しないこと。
- b. 外国貿易規制上の制裁対象者リストに記載されている、又は記載された者が所有若しくは支配する法人若しくは個人に対して、Eラーニングへのアクセスを許諾、移転、（再）輸出（みなし（再）輸出を含む。）、又は使用可能にしないこと。
- c. Eラーニングを、外国貿易規制により許可された目的に限って使用すること（例：軍備、核技術又は兵器に関連して使用しないこと。）
- d. 非規制のコンテンツ（例：EUでは AL = N、米国では ECCN = N 又は EAR99）に限りEラーニングのプラットフォームにアップロードすること。
- e. 外国貿易規制の遵守を確保するために必要な情報を、全ての参加者に提供すること。

16. 米国政府に適用されるライセンス権

- a. Eラーニングは、民間費用のみによって開発された商用製品及び商用サービスです。
- b. 米国政府による使用のために直接又は間接に取得されるEラーニングは、48 C.F.R. §2.101 に定義される「商用製品」、「商用サービス」及び「商用コンピューターソフトウェア又はコンピューターソフトウェアドキュメンテーション」です。
- c. Eラーニングは、48 C.F.R. §12.212及び48 C.F.R. §227.7202により要求されるとおり、本契約の条件に基づいてのみ使用できます。
- d. 米国政府は、本契約に定める権利のみを有し、本契約は、適用される強行連邦法に抵触する規定を除き、政府の注文文書に記載された矛盾する条件に優先します。
- e. シーメンスは、セキュリティクリアランスを取得すること、又は米国政府の機密情報へのアクセスに関与することを要求されないものとします。

定義

Eラーニング	オーダーに記載されるとおり、ウェブベース且つオンデマンドで実施されるトレーニングであり、参加者がオンラインプラットフォーム又はポータルを通じてアクセスできるものを意味します。
AUP	https://www.siemens.com/sw-terms/aup に掲載されているシーメンスの利用規定を意味します。
サブスクリプション期間	オーダーに記載されている、お客様がEラーニングを利用できる期間を意味します。更新された場合は、新たなサブスクリプション期間となります。
参加者	お客様又はお客様により権限を付与された個人として、トレーニングに参加若しくはアクセスし、又は認定試験を受験する個人を意味します。
トレーニング資料	形式を問わず、トレーニング中に参加者に提供される全ての資料及びコンテンツ（例：テキスト、図表、マルチメディアコンテンツ、ソフトウェア及び仮想トレーニング環境等）を意味します。
ユーザーアカウント	固有の資格情報（ユーザー名及びパスワード）により割り当てられ、個々の参加者がEラーニングにアクセスし、使用することを可能にする、譲渡不能なアカウントを意味します。
予約型トレーニング	シーメンスによる確認を条件として、お客様が希望する日程で柔軟にスケジュールすることができる、事前購入済みの一定数量のトレーニングを意味します。トレーニングの最大数量は、オーダーに記載されます。